

中期目標期間終了時の検討シート集計

【小山委員】

- 法人の設立目的に照らし、業務により得られた成果が、県全体の小児医療水準を図るという目標に寄与していると言える。周産期・小児医療分野における高度専門医療や高度な療育サービスの提供や県全体の周産期・小児医療、療育水準の向上を図るといった、県の担うべき、政策医療・療育が確実に実施されている。法人は、コロナ禍では県の感染症対策の重点医療機関として小児新型コロナウイルス感染症診療を担ってきた。コロナ後は病床稼働率を改善させ、医療環境の変化に柔軟に対応できる診療体制の充実に努めている。
- しかしながら、令和5年度及び令和6年度に経常収支比率100%以上とする数値目標を達成できず、2期連続の当期純損失となった。令和7年度に同様の損失を計上した場合には債務超過に陥り、資金繰り難になる可能性がある。
- これに対し法人は、収益改善・効率的な働き方・新規の小児診療の開拓に取り組んでいる。今後、法人が患者及びその家族と地域社会のために、医療・療育の安定的かつ継続的な提供ができるように、危機的状況を乗りきってほしい。

【加藤委員】

- 宮城県立こども病院は開院以来これまで、設立目的に沿って適切な運用を行い、県民及び東北のこどもとご家族等への質の高い医療・療育を提供されてきた。こども病院の業務の継続、組織の存続は必要である。
- 今後も適切な運営を継続して健全に存続し、最善の医療・療育の提供に努められることを期待する。

【郷内委員】

- 地方独立行政法人法第三十条にある、「当該地方独立行政法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。」が、今後の検討の意味であるのか。

→《資料7 質問事項等21》

- これまで述べたように、小児専門病院については民間で行うことは不可能であり、宮城県地域医療計画（第8次）が策定され、その中で、第10節周産期医療、第11節小児医療においては、県立こども病院は重要な役割を担っている。
- 今般の全国的な病院経営の赤字問題は、東北大学病院も例外ではなく、小児医療の病床削減などの噂もある。大学病院に依存できない状況をこれからは考えて行かないといけない時代に来ている。
- 地域医療計画の分析を見ても、今後、県立こども病院を放棄し、代わりの医療機関がその役割を担うとは考えられず、小児医療の最後の砦になりつつあることを考えていただきたい。財務負担を理由にしての病院の撤退はしないでほしい。

【小林委員】

- 医療環境の変化に柔軟に対応できる診療体制の充実に努めて欲しい。

【齋藤委員】

- 特にありません。

【土屋委員長】

- 宮城県立こども病院は、小児・周産期の急性期から慢性期、リハビリテーション、在宅医療までを一貫して担う医療・福祉施設として運営されている。
- 令和7年度で第5期中期目標期間が終了する。この期間に、C o v i d - 1 9 パンデミックを乗り越え、また医師働き方改革等の重要課題に取り組みつつ、誠意と熱意をもって宮城県内のみならず東北地方全体に、高度な小児医療・療育を提供し続けてきた。
- また、難病患者の日常的な医療ケアの支援や在宅医療の充実、成人移行期支援について、率先して取り組み、他の小児医療機関の模範となった。
- さらに、小児科研修や小児専門領域に特化した学びの場を多くの若手医師に提供し、教育成果を上げてきた。結果として、宮城県立こども病院はまさに東北地方の小児医療・療育の中核拠点病院としての地位を確立したといえる。
- これらの業績は高く評価されるべきである。今後益々の成長・発展が期待される所以である。

【橋本副委員長】

- 特になし。